

お知らせ

大江戸線延伸促進活動の寄付を募集します

区は、大江戸線の大泉学園町への早期延伸を目指しています。いただいた寄付は啓発看板の設置など、地域の皆さまと一体となった促進活動に活用します。詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶**募集期間**:12月31日(金)まで ▶**問合せ**:大江戸線延伸推進担当係 ☎5984-1564

皆さまからの寄付(6月分) =ありがとうございました=

いただいた寄付は次の通りです。※寄付はインターネットからも受け付けています。▶**問合せ**:管財係 ☎5984-2807

区へ	練馬みどりの葉っぱい基金	19万870円(10件)
	医療機関のため	1万7000円(3件)
	まちの安全・安心のため	2万円(1件)
	人と動物の共生のため	5万2000円(5件)
	子育て支援のため	3万2000円(2件)
練馬区社会福祉協議会へ		75万6584円(15件)

弁護士による無料相談会

▶**対象**:借金や税金・家賃の滞納、労働問題などで経済的に困りの方 ▶**日時**:9月1日(水)、10月6日(水)午後

1時~4時30分の間の1時間以内 ▶**場所**:生活サポートセンター(区役所西庁舎3階) ▶**申込**:電話で同所 ☎3993-9963

練馬区社会福祉協議会助成事業説明会

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動募金を活用して地域福祉団体に助成を行います。助成を希望する団体は説明会に参加してください。▶**対象**:区内で一定期間福祉活動または福祉施設の運営を行う非営利の団体 ※法人格の有無は問いません。▶**助成の申請期間**:赤い羽根配分…10月1日(金)~29日(金)、歳末たすけあい配分…12月1日(水)~24日(金) (説明会)

▶**日時**:①9月2日(木)午後6時~7時30分 ②17日(金)午後1時30分~3時 ▶**場所**:①区役所本庁舎19階 ②20階 ▶**定員**:各25名(先着順) ▶**申込**:①8月25日(水)②9月7日(火)までに電話で練馬区社会福祉協議会へ ◎**問合せ**:練馬区社会福祉協議会 ☎3992-5600 FAX 3994-1224

国民年金

海外に住む方も加入できます

日本国籍で20~64歳の方が海外に住む場合、希望により引き続き国民年金に加入して保険料を納めることができます。加入手続きに必要な

書類など詳しくは、お問い合わせください。

●**日本国内に協力者(親族など)がいる場合**…これから海外に転出する方は、区民事務所(練馬を除く)や国民年金係(区役所本庁舎3階)で加入手続きができます。 ※現在、海外に居住している方は、日本国内での最後の住所地を管轄する年金事務所が受付窓口となります。

●**日本国内に協力者(親族など)がない場合**…練馬年金事務所へ加入手続きができます。

◎**問合せ**:国民年金係 ☎5984-4561、練馬年金事務所 ☎3904-5491

60歳以上の方でも任意加入ができます

国民年金の加入期間は、60歳の誕生日の前日までです。ただし、60歳になっても受給資格期間が不足しているために年金が受けられない方や、受給資格があっても年金額を満額に近づけたい方は、65歳になるまで任意加入できます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になっても受給資格期間が不足する方は、70歳に達するまでの間で受給資格期間を満たすまで任意加入できます。加入の手続きは、60歳の誕生日の前日から行えます。加入期間は申し込んだ月からになります。届け出に必要な書類など詳しくは、お問い合わせください。▶**届**

け出先・問合せ:国民年金係(区役所本庁舎3階) ☎5984-4561

住まい・まちづくり

耐震改修相談会

耐震改修工事費用の助成制度や建築物に関する相談に、(一社)練馬区建築設計事務所協会の建築士などがお応えします。▶**日時**:9月5日(日)午後1時~4時の間の30分間 ▶**場所**:区役所本庁舎20階 ▶**申込**:9月3日(金)までに電話で耐震化促進係 ☎5984-1938

ボランティア

保育サービス講習会 ~空いた時間を活用して、子育てのお手伝いをしませんか

地域で育児を支え合う会員組織「ファミリーサポート事業」の援助会員になるための講習会です。修了後は、援助会員(有償ボランティア)として、午前7時~午後8時の間の都合の良い時間に利用会員のお子さんを預かっていただきます。▶**対象**:次の①②の両方に当てはまる方 ①20歳以上②月1回の定例会に参加できる ▶**日時**:9月13日(月)~17日(金)午前9時30分~午後4時30分【5日制】 ▶**場所**:大泉子ども家庭支援センター ▶**定員**:20名(選考) ▶**テキスト代**:2,000円 ▶**申込**:8月31日(火)までに電話で練馬区ファミリーサポートセンター ☎3993-4100

障害のある方 難病の方

各種福祉手当をご利用ください

障害のある方や難病の方を対象とした福祉手当などがあります(表1参照)。対象となる方で、受給していない方は申請してください。 ※本人や扶養義務者の所得が制限額(表2参照)を超えている方は対象になりません。 ※施設に入所・入院中の方は対象にならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

対象	申込先・問合せ
身体障害者手帳・愛の手帳・難病に係る医療受給者証をお持ちの方	〒176の地域…練馬(区役所西庁舎2階) ☎5984-4612 FAX 5984-1213
	〒179の地域…光が丘(光が丘区民センター2階) ☎5997-7060 FAX 5997-9701
	〒177の地域…石神井(石神井庁舎4階) ☎5393-2817 FAX 3995-1104
	〒178の地域…大泉(大泉学園ゆめりあ1(4階)) ☎5905-5274 FAX 5905-5277
精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、表1の④⑥を申請する方	保健予防課精神保健係 ☎5984-4764 FAX 5984-1211

表1 各種福祉手当などの一覧

種類	対象(いずれも区内在住の方)	手当額など
①特別障害者手当(国の制度)	20歳以上で①②のいずれかに当てはまり、常時特別な介護を必要とする方 ①身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している ②前記①と同程度の疾病・精神障害がある ※専用の診断書で判定。	月額2万7350円 ※申請月の翌月から支給。
②障害児福祉手当(国の制度)	20歳未満で①~③のいずれかに当てはまり、常時介護を必要とする方 ①身体障害者手帳1・2級程度 ②愛の手帳1・2度程度 ③前記①②と同程度の疾病・精神障害がある ※専用の診断書で判定。	月額1万4880円 ※申請月の翌月から支給。
③重度心身障害者手当(都の制度)	原則として65歳未満で①~③のいずれかに当てはまる方 ①重度の知的障害で、著しい精神症状がある ②重度の知的障害と重度の身体障害がある ③両上肢と両下肢の機能が失われ、座っていることが困難	月額6万円 ※申請月から支給。
④心身障害者福祉手当(区の制度)	原則として65歳未満で①~④のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳1・2級 ②愛の手帳1~3度 ③区が指定する難病の方で、難病等医療費助成または小児慢性特定疾病医療費助成を受けている ④脳性まひまたは進行性筋萎縮(いしゆく)症 ※20歳未満で育成障害手当を受けている方を除く。	月額1万5500円 ※申請月から支給。
	原則として65歳未満で①~③のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳3級 ②愛の手帳4度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※20歳未満で育成障害手当を受けている方を除く。	月額1万円 ※申請月から支給。
⑤紙おむつの支給(区の制度)	在宅の3~64歳で身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方 ※他の制度で紙おむつの支給を受けている方を除く。	紙おむつを支給 ※申請月から1割の利用者負担で支給(8,000円を超える分は利用者負担)。
⑥心身障害者医療費助成(都の制度)	原則として65歳未満で①~③のいずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障害者手帳1・2級(内部障害は1~3級) ②愛の手帳1・2度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※後期高齢者医療制度の被保険者証をお持ちで特別区民税・都民税(住民税)が課税の方などを除く。	保険診療分の医療費について、他の公費で助成されない自己負担額の一部を助成

表2 所得制限額(令和2年中の年間所得)

扶養親族の人数	本人(20歳未満は扶養義務者)	配偶者・扶養義務者(国の制度のみ)
0人	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	674万9000円
3人	474万4000円	696万2000円
1人増ごとの加算額	38万円	21万3000円

新しい障受給者証を8/19(土)以降に発送

現在お持ちの障受給者証(心身障害者医療費助成受給者証)の期限は8月31日(火)です。該当する方には、新しい障受給者証を8月19日(土)以降に発送します。所得が制限額(表2参照)を超えるなど該当しなくなる方には、消滅通知を送付します。

点字版区報などのご利用を

視覚障害のある方に、区報の点字版、カセットテープ版、デージー版CDを無料で送付しています。希望する方は、お問い合わせください。▶**問合せ**:広報係 ☎5984-2690 FAX 3993-1194